

環 境 保 全 細 目 協 定 書

市川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付けで甲乙間で締結した環境保全協定（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり環境保全細目協定を締結する。

第1章 地球環境保全対策の推進

（温室効果ガスの排出の抑制）

第1条 乙は、地球温暖化を防止するため、別に定める温室効果ガス排出量算定表により、二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンその他の温室効果ガスの排出量の現状を把握し、温室効果ガスの排出量を現状より削減するものとする。

（オゾン層破壊物質の排出の抑制）

第2条 乙は、オゾン層を保護するため、次に掲げるオゾン層を破壊する物質（以下「オゾン層破壊物質」という。）を大気中に排出させないものとする。

- (1) ハイドロクロロフルオロカーボン
- (2) 臭化メチル
- (3) クロロフルオロカーボン
- (4) ハロン
- (5) 四塩化炭素
- (6) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (7) ハイドロブromoフルオロカーボン

2 乙は、クロロフルオロカーボンを使用する圧縮機、自動車エアコンディショナー、冷凍冷蔵機器その他の機器の整備又は修理を行う場合にあっては、クロロフルオロカーボンの大気中への排出を防止するために必要な措置を講じ、当該機器を廃棄しようとする場合にあっては、千葉県フロン回収処理推進協議会の定めた特定フロン回収処理システムその他これに準ずる方法によりクロロフルオロカーボンを回収し、かつ、分解処理するものとする。

（窒素酸化物等の排出量の削減）

第3条 乙は、大気汚染及び酸性雨を防止するため、別に定める窒素酸化物等排出量算定表により、窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量（自動車が排出するものを除く。）の現状を把握し、窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量を現状より削減するものとする。

（周辺環境の整備）

第4条 乙は、〇〇〇事業所の敷地内及びその周辺において、美化活動、河川及び水路の浄化活動、再生資源に係る回収活動、遊休地を活用した自然回復活動その他環境の保全及び創造に関し必要な活動を推進するものとする。

第2章 資源の循環利用の促進

（廃棄物の減量化及び再資源化）

第5条 乙は、その事業活動によって生じる生ゴミ、紙類その他の廃棄物について、その発生

の抑制を最優先に進めるとともに、廃棄物の排出量の現状を把握し、資源の循環利用を進めるため、使用済の製品の再利用及び廃棄物の再資源化によって、現状より資源化率を高めるものとする。

(包装資材の削減等)

第6条 乙は、その事業活動における包装資材からの廃棄物の発生を抑制するため、通箱での納品の実施、取引先への包装資材の簡素化の要請その他包装資材からの廃棄物を抑制する方策をとるものとする。

(廃棄物の適正処理)

第7条 乙は、発生した廃棄物の適正処理を進めるため、廃棄物の処分を業者に委託する場合には、産業廃棄物管理伝票、現地調査その他の措置により処理を確認するものとする。

(長期使用、再利用又は再生利用製品の使用の推進)

第8条 乙は、その事業活動において使用する製品については、使い捨ての製品の使用を自粛し、長期使用、再利用又は再生利用を意図した製品の使用に努めるものとする。

(拡大生産者責任理念の導入)

第9条 乙は、製品を開発し、製造し、加工し、及び流通させるときは、これらの各段階において、廃棄物の発生を抑制する配慮をするものとする。

2 乙は、その製造する製品が使用済みとなったときに、環境への負荷の低減を図ることが容易となるように、設計の段階及び素材の選択の段階から、有害性を排除し、及びリサイクルが容易となるようにするものとする。

(新エネルギーの利用)

第10条 乙は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素等による地球温暖化を防止するため、太陽光、風力等の自然エネルギーの利用、廃熱、廃棄物の燃焼により発生するエネルギー等の未利用エネルギーの利用、コジェネレーション等の従来から利用されているエネルギーの新たな形態での利用その他の新エネルギーの利用に努めるものとする。

(グリーン購入の促進)

第11条 乙は、その事業活動において使用する商品の購入の現状を把握し、長期使用が可能な商品、再利用が可能な商品、再生資源を利用した商品その他の環境への負荷が少ない商品の購入を現状より増やすものとする。

(グリーン購入の促進等) [小売業用]

第11条 乙は、その事業活動において使用する商品の購入の現状を把握し、長期使用が可能な商品、再利用が可能な商品、再生資源を利用した商品その他の環境への負荷が少ない商品の購入を促進するものとする。

2 乙は、その販売する商品の現状を把握し、前項の環境への負荷が少ない商品の販売を促進するものとする。

3 乙は、第1項の環境への負荷が少ない商品を販売するときは、消費者に対し、その旨の表示をするものとする。

(省資源対策の推進)

第12条 乙は、水の使用量の現状を把握し、雨水の利用、中水の利用、節水こまの設置その他水の使用量を削減する措置を講ずることにより、水の使用量を現状より削減するものとする。

2 乙は、紙の使用量の現状を把握し、両面印刷、資料の共有化、文書の電子メールへの変更その他紙の使用量を削減する措置を講ずることにより、紙の使用量を現状より削減するものとする。

第3章 自動車交通公害の防止

(大気汚染物質の排出の抑制)

第13条 乙は、自動車の使用に伴う交通公害を防止するため、別に定める大気汚染物質排出計算表により、乙の事業活動において使用する自動車から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物及び浮遊粉じんの排出量の現状を把握し、大気汚染物質の排出量を現状より削減するものとする。

(低公害車等の使用等の促進)

第14条 乙は、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、低公害車（市川市環境保全条例施行規則（平成10年規則第59号）第74条で定める低公害車をいう。）又は自動車排出ガスの量がより少ない自動車の購入又は使用に努めるものとする。

(アイドリング・ストップの促進)

第15条 乙は、その使用する自動車のアイドリング・ストップをするものとする。

2 乙は、駐車場、自動車ターミナルその他の自動車の出入りする場所において、その場所に出入りする自動車を使用する者に対し、アイドリング・ストップをする旨の看板の掲示その他の啓発行為をするものとする。

(自動車使用の抑制)

第16条 乙は、自動車を不要不急時に稼働させない日の設定、通勤時の自家用車の職員間の相乗りの促進その他自動車の使用を抑制する対策に取り組むものとする。

(物流の合理化)

第17条 乙は、資材、製品等の共同輸送システムの導入その他物流の合理化に資する対策を講ずるものとする。

第4章 化学物質の適正管理

(化学物質の管理の方針の決定)

第18条 乙は、化学物質の適正な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「PRT法」という。）第3条に規定する化学物質管理指針に留意して、化学物質の管理の方針を定めるものとする。

2 乙は、前項の化学物質の管理の方針を記した文書を甲に提出するものとする。

(化学物質の排出量等の削減)

第19条 乙は、P R T R法第5条第1項の規定により、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の現状を把握し、当該排出量及び移動量を現状より削減するものとする。

第5章 大気環境保全対策

(廃棄物焼却炉の使用中止)

第20条 乙は、その管理し、又は所有する廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m²未満又は焼却能力が一時間当たり50kg未満のもの）から排出されるダイオキシン類及びばいじんによる大気の汚染を防止するため、令和 年 月までに当該廃棄物焼却炉の使用を中止するものとする。

第6章 水環境保全対策

(富栄養化対策)

第21条 乙は、東京湾の富栄養化を防止するため、窒素又はリンを含有する原料、防錆剤、清缶剤、洗浄剤等の使用量を削減するとともに、窒素及びリンの含まないもの又はこれらの含有量が少ないものに転換するものとする。

(排水の化学物質に係る水質基準)

第22条 乙は、公共用水域に排出する排水については、人の健康の保護に関連すると認められるものとして別表第1に定める化学物質ごとに定める水質基準を遵守するものとする。

2 乙は、前項の化学物質による排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存するものとする。

(油流出防止対策)

第23条 乙は、油の公共用水域への流出の防止の対策として、油処理剤、油吸着材、オイルフェンスその他油を処理し、又は流出を防ぐための資材を常備するものとする。

2 乙は、その占有し、又は管理する敷地の地先の公共用水域で重油、軽油その他の油が流出している場合においては、原因者が不明なときは、その拡散の防止又は除去について甲に協力するものとする。

(温排水等の対策)

第24条 乙は、排水の温度及び色を排出する公共用水域の状況に適合させることにより、周辺の動植物に被害を与えないようにするものとする。

(底質の測定)

第25条 乙は、その排水口付近の底質において、その使用する有害物質（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に定める物質をいう。）の濃度を測定し、水底土砂の判定基準（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第6号）第1条に規定する基準をいう。）を超える場合には、底質の処理・処分等に関する暫定措置（昭和49年環水管第113号環境庁水質保全局長通知）に従って処理するものとする。

第7章 地質環境保全対策

(地下水保全対策)

第26条 乙は、節水、冷却水の循環使用、生産工程水の再利用、雨水の積極的な利用その他地下水の汲上げを抑制するために必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、管理し、又は占有する敷地内においては、地下水を涵養するため、透水性舗装、浸透ます、浸透溝、浸透トレンチその他雨水の浸透の効果が高い施設の設置に努めるものとする。

(土壌汚染防止対策)

第27条 乙は、人の健康の保護に関連すると認められるものとして別表第2に掲げる化学物質（以下「特定自主管理物質」という。）又は特定自主管理物質を含む水を地下に浸透させてはならない。

2 乙は、特定自主管理物質の使用等をする建築物を解体するとき、使用等をする敷地の区画の形質の変更を行おうとするとき、又は使用等をする敷地から移転するときは、特定自主管理物質により土壌の汚染の有無を事前に調査するものとする。この場合において、乙は、当該調査をする前に調査計画書を甲に提出し、調査の終了後にその結果を甲に報告するものとする。

3 前項の調査により、特定自主管理物質ごとに定める別表第2に定める土壌の汚染に対する措置を講ずる必要性を判断する基準を超えているときは、乙は、土壌の浄化及び汚染の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、乙は、当該措置を講ずる前に浄化等計画書を甲に提出するとともに、措置の完了後にその結果を甲に報告するものとする。

第8章 騒音及び振動の防止対策

(騒音及び振動の防止対策)

第28条 乙は、その敷地の隣接地に住宅がある場合は、その事業活動において発生する騒音又は振動について、その敷地境界における騒音又は振動の状況を測定するものとする。

2 乙は、前項の規定による測定の結果、市川市環境保全条例施行規則別表第10に掲げる騒音又は振動に係る基準を超える場合には、当該基準を超えないようにするための対策を講ずるものとする。

3 乙は、前項の対策を講じようとする場合は、事前に甲と協議し、その意見を聴くものとする。

第9章 悪臭防止対策

(悪臭防止対策)

第29条 乙は、その事業活動に伴って発生する臭気が周辺の生活環境へ影響を及ぼさないように、定期的に、悪臭を発生する施設及び当該悪臭を防止する施設の稼働状況が正常であるかどうかの確認を行い、当該施設に異常等が認められる場合は、速やかに、施設の修理等を行うものとする。

2 乙は、その敷地の隣接地に住宅がある場合は、その事業活動に伴って発生する臭気につい

て、悪臭発生施設の排出口及び敷地境界における臭気の濃度を定期的に測定するものとする。

3 乙は、前項の規定による測定の結果が市川市環境保全条例施行規則別表第16に掲げる悪臭に係る規制基準を超える場合は、甲と協議し、当該基準を超えないようにするための対策を講ずるものとする。

第10章 その他

(環境フェア等への参加)

第30条 乙は、事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるために甲が行う環境フェアその他の行事に積極的に参加するものとする。

(見直し)

第31条 この細目協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの細目協定に定める事項に疑義を生じたとき、若しくは変更を要する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(この協定の効力等)

第32条 この細目協定は、この協定の締結の日から令和 年3月31日まで、その効力を有する。

2 前項に定める期間の満了の日の1月前までに甲乙のいずれからでも何らの申出がないときは、この細目協定は、更に5年間延長するものとし、その後も、同様とする。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市 川 市
代表者 市長

乙

別表第1（第22条関係）

- (1) クロロホルム 0.6 mg/L
- (2) トランス-1, 2-ジクロロエチレン 0.4 mg/L
- (3) 1, 2-ジクロロプロパン 0.6 mg/L
- (4) p-ジクロロベンゼン 3 mg/L
- (5) イソキサチオン 0.08 mg/L
- (6) ダイアノジン 0.05 mg/L
- (7) フェニトロチオン 0.03 mg/L
- (8) イソプロチオラン 0.4 mg/L
- (9) オキシシン銅 0.4 mg/L
- (10) クエロタロニル 0.4 mg/L
- (11) プロピサミド 0.08 mg/L
- (12) EPN 0.06 mg/L
- (13) ジクロルボス 0.1 mg/L
- (14) フェノブカルブ 0.2 mg/L
- (15) イプロベンホス 0.08 mg/L
- (16) クロルニトロフェン 0.05 mg/L
- (17) トルエン 6 mg/L
- (18) キシレン 4 mg/L
- (19) フタル酸ジエチルヘキシル 0.6 mg/L
- (20) ニッケル 0.1 mg/L
- (21) モリブデン 0.7 mg/L
- (22) アンチモン 0.02 mg/L
- (23) ダイオキシン類 10 pg-TEQ/L

別表第2（第27条関係）

- (1) クロロホルム 0.06mg/L
- (2) トランス-1, 2-ジクロロエチレン 0.04mg/L
- (3) 1, 2-ジクロロプロパン 0.06mg/L
- (4) p-ジクロロベンゼン 0.3mg/L
- (5) トルエン 0.6mg/L
- (6) キシレン 0.4mg/L
- (7) フタル酸ジエチルヘキシル 0.06mg/L
- (8) ニッケル 0.01mg/L
- (9) モリブデン 0.07mg/L
- (10) アンチモン 0.002mg/L
- (11) 油分 1mg/L
- (12) ダイオキシン類 250pg-TEQ/L

備考

- 1 第1号から第6号までに掲げる物質については、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表2に定める方法により、第7号から第10号までに掲げる物質については、同表1に定める方法により検液を作成する。この場合において、これらの物質の測定は、機器の整備状況等から最も妥当と思われる方法を選定し、行うものとする。
- 2 第11号に掲げる物質については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和51年環境庁告示第3号）に定める方法により測定する。
- 3 第12号に掲げる物質については、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法により測定する。